

# 周東中学校 いじめ防止基本方針

## 周東中学校いじめ防止宣言

みんながいきいきと目標に向かって生活できる日本一の周東中学校を目指して、いじめのような悲しい行為が絶対におこらないように、次のことを日常生活やSNS上で心がけていくことを宣言します。

- 一、 いじめを許さない空気をつくる。
- 一、 お互いに思いやりをもち、  
他の人が嫌がる言動をしない。
- 一、 周りに流されない強い意志をもつ。

(平成27年制定)

(令和2年度改訂)

令和7年4月  
岩国市立周東中学校

## 目次

はじめに	1
<b>第1部 いじめの防止等のための基本的な事項</b>	
1 いじめとは	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの特徴及び構造	
(3) 重大事態の定義	
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見・早期対応	
(3) 家庭・地域との連携	
(4) 関係機関等との連携	
3 いじめの対応等のために学校が果たすべき役割	4
(1) いじめ防止等に係る施策の推進	
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
(3) 「いじめ対策委員会」の設置	
(4) 豊かな心を育む教育の推進	
(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化	
<b>第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項</b>	
<b>I 学校が行う具体的な取組</b>	6
1 未然防止（いじめの予防）	7
(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化	
(2) 学校の教育活動を通じた取組	
(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善	
(4) 家庭・地域との連携	
2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）	10
(1) 校内指導体制の確立	
(2) 具体的な取組	
(3) 家庭・地域との連携	
3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）	11
(1) 学校の体制づくり	
(2) 対応する上での留意点	
(3) 教育相談の在り方	
(4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応	
(5) 保護者との連携	
(6) 地域・関係機関との連携	
4 いじめの解消について	16
5 重大事態への対応	16
（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）	
(1) 重大事態の判断	
(2) 重大事態への対応	
(3) 学校による調査	
(4) 調査に当たっての留意事項	
<b>II その他</b>	17

参考資料等 ○ 「山口県いじめ防止基本方針」に係る組織について  
○ いじめ防止対策推進法 ○ 国の基本方針の概要 ○ 相談窓口一覧

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。これを踏まえて、本校において、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきた。この度、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための基本方針をここに策定するものである。

いじめの防止等に係る対策については、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、一人ひとりを大切にす教育の推進により、すべての生徒をいじめに向かわせない『未然防止』に取り組む。また、いじめの問題を扱うに当たっては、生徒の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には問題を隠さず、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行う。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、学校やその設置者をはじめとする関係者は真摯に事実に向き合い、本方針に基づいた措置を講ずる。

いじめの問題が社会問題化する中、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)に基づき、国及び県では「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)、並びに「山口県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という。)岩国市では「岩国市いじめ防止基本方針」が策定されており、本校においてもこれまでの取組を踏まえながら、平成27年に「周東中学校いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきたところである。

平成29年に国及び県、市の基本方針が改定されたことを踏まえ、本校においても県、市の改定内容に準じた改定を行うとともに、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、周東中学校いじめ防止基本方針を改定した。

いじめの問題を扱うにあたっては、一人ひとりを大切にす教育を推進し、『未然防止』の取組により、すべての生徒をいじめに向かわせないことが重要である。また、生徒の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、学校やその関係者は真摯に事実と向き合い、本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくために、県、市、地域、家庭、関係機関と一層連携を密にし、取り組む。

## 第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識を生徒、教職員で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、全教職員で子どもたちを見守る体制づくりをする。また、山口県の教育目標に掲げる「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』」の育成や岩国市の基本目標である「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」ため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境を実現しなければならない。このため、本校では、その責務を自覚し、いじめの防止・根絶に取り組んでいく。

また、いじめの問題への取組は、子どもたち一人ひとりの人権を護り、豊かな学びや育ちを保障するだけでなく、生徒一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな学校づくりに寄与するものであり、市、家庭、地域、関係機関と一体となったいじめの根絶に向けた継続的な取組を行う。

## 1 いじめとは

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- ※1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ※2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※3 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つ。いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないことが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ PCやスマートフォン・携帯電話等で、SNSを通して誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

### (2) いじめの特徴及び構造

国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査2013-2015』によると、いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者が集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめは「四層構造」となっている。いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめを受けている生徒が孤立していることが多く見受けられる。いじめを受けている生徒から見れば、「周りでは

やしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめを受けているという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するとともに、生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

#### いじめの四層構造

いじめを受けている者（被害者）  
いじめている者（加害者）  
周りではやしたてる者（観衆）  
見て見ぬふりをする者（傍観者）

### （3） 重大事態の定義

次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第2項）

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

### （1） いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、教師、生徒、一人ひとりが認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行うことが必要である。

### （2） いじめの早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

一旦いじめを認知した場合は、学校いじめ対策組織が情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行うなどの継続支援を行うことも必要である。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制整備が必要である。

### （3） 家庭・地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、PTAはもとより、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みである地域協育ネット、学校運営協議会委員等と組織的に連携・協働する体制を構築する。

### （4） 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。

平素から、学校、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、教育委員会、こども支援課等の担当者が、定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

また、教育相談の実施に当たり、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル」、岩国市教育委員会青少年課、ヤングテレホン岩国などの学校以外の相談窓口を、生徒・保護者へ適切に周知することも必要である。

### 3 いじめの対応等のために学校が果たすべき役割

#### (1) いじめ防止等に係る施策の推進

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の充実を図る。
- 相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等、支援体制の拡充に努める。
- インターネットやスマートフォン、携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年サポーター、所轄警察署など関係機関等の指導・助言、相談等を得ることができるよう体制づくりを行う。
- 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することのできる体制づくりを行う。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、周東中いじめ防止基本方針を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。

#### 【意義】

- ① 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

#### 【具体的内容】

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定める。
- ② いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、周東中学校いじめ基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく。
- ③ 周東中学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ④ 周東中学校いじめ基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た周東中学校いじめ基本方針になるようにすることが、周東中学校いじめ基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、周東中学校いじめ基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

- ⑤ 策定した周東中学校いじめ基本方針については、ホームページへの掲載により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置

- 名称 **岩国市立周東中学校いじめ対策委員会**
- 構成 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、学年生徒指導、関係教員、岩国市派遣スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
- 設置回数 定例会：学期に1回 必要に応じて随時  
具体的には、次の役割を担う。

**【未然防止】**

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

**【早期発見・早期対応】**

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

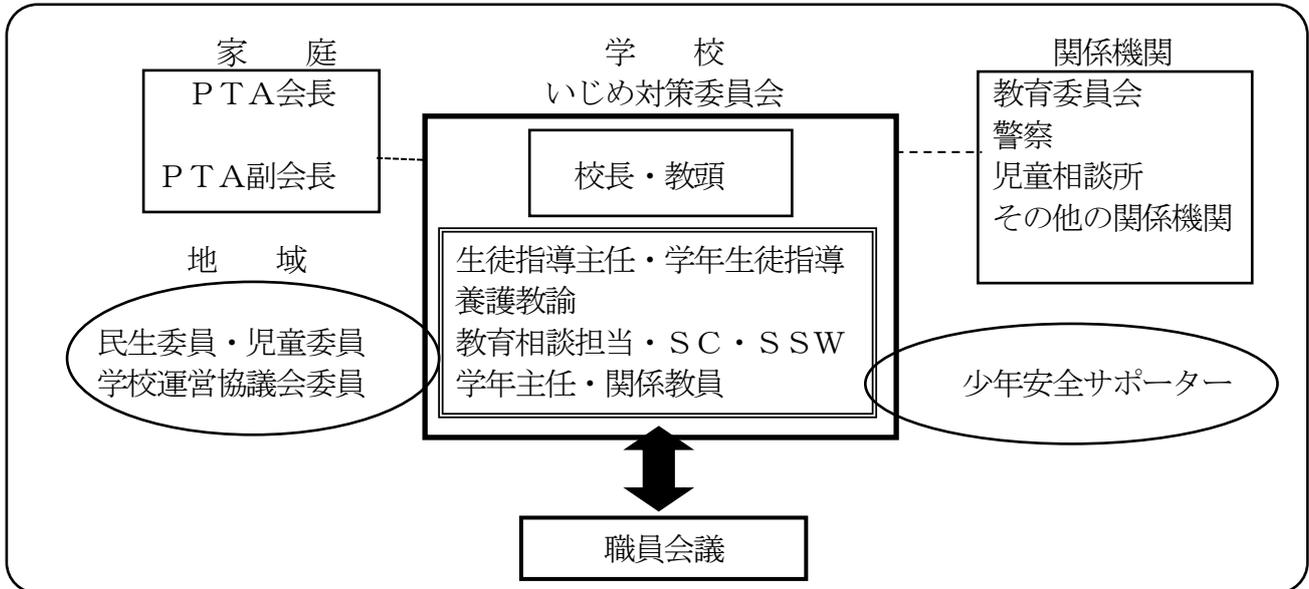
**【周東中学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

- ◇ 周東中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 周東中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 周東中学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、周東中学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、いじめ対策組織は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策の取組を説明する等）を実施する。また、いじめの早期発見のために、いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく。

設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」などを基盤とするが、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、早期対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなどして、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、例えば、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担をして柔軟な組織とするなど、実情に応じて工夫・改善する。

## 周東中学校いじめ対策委員会の組織



### (4) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組  
生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むために、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通していじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させる。
- 規範意識の醸成に向けた取組  
いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

### (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備時間を確保する。
- 教職員が生徒と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

### (6) 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

- SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。
- 校種間連携の促進  
いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。具体的には周東町小中連携協議会の活用等、周東中学校校区の6つの小学校との連携、保育園や幼稚園との連携に努める。

## 第2部 本校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

### I 本校が行う具体的な取組

本校は、いじめの防止等の取組をどのようにして行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、学校基本方針として定め、管理職、複数の教職員、SCやSSWから構成される「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて地域や学校等の関係者、外部専門家等の参画を得る。いじめの防止等の取組については、学校基本方針に基づき、学校教育活動全体を通じた生徒一人ひとりを大切にする教育の推進が重要であり、教職員の資質能力の向上、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、認知したいじめに対する迅速・的確かつ組織的な対応等の取組については、「いじめ対策委員会」が中核となり、これまで以上の意識改革に基づく計画的・継続的な取組を行う。ま

た、すべての教職員はもとより、5つの小学校や家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめの問題への取組を推進する。

- 1 未然防止(いじめの予防)
- 2 早期発見(把握しにくいいじめの発見)
- 3 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)
- 4 重大事態への対応(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

## 1 未然防止(いじめの予防)

### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を根本的に解決するためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのために、生徒の状況等について日頃から教職員間で、情報共有等に努める。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、生徒に対するアンケート等による調査結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合があるため、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

#### ○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会(事例研究、教育相談等)を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

#### ○ 生徒指導支援委員会の在り方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催する。

#### ○ 教育相談の充実

- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助の機能を重視する。
- ・ 校内の相談窓口を生徒に周知し、不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。

#### ○ 生徒の行動観察

- ・ 給食(昼食)時、休憩時間、清掃活動、部活動、補習等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

#### ○ 生徒理解

- ・ 日記・生活ノート、生活アンケート、相談カード、県教委作成の「学校適応感調査『Fit』」など客観テストなどを通して、生徒理解に努める。

#### ○ 家庭・地域との連携

- ・ PTAや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、家庭・地域と連携し、一層、開かれた学校づくりを推進する。

#### ○ 校種間連携の一層の促進

- ・ 異校種間の情報共有や生徒への切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

#### ○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 学校の業務改善を促進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

### (2) 学校の教育活動を通じた取組

いじめを防止するために、学校の教育活動を通して、生徒が、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、生徒一人

ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進める。

○ 各教科・総合的な学習の時間

・ 授業に対する教員の心構え

生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。そのため教員は、真剣な姿勢で授業に臨み、人権尊重の視点に立った指導を行わなければならない。生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備、学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める授業づくりを行う。

・ 学び合いのある授業づくり

生徒自ら、考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に生徒の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の生徒へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○ 道徳

・ 道徳的実践力の育成

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目でいじめの問題を扱うことができるが、生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進し、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ 特別活動等

・ 生徒の主体的な取組の充実

生徒が自ら企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができ、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくるものである。このため、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動及び部活動において、生徒が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。(周東中学校いじめ防止宣言の作成等)

・ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を、学校・地域の実態に即して、効果的・計画的に実施する。

・ 部活動での好ましい人間関係づくり

中学生にとって、自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力を育成する。

・ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」を進める。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

当該委員会は、いじめの防止等の取組について、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していくことが求められる。このため、当該委員会に生徒の様子等(観察による見取り、生活

アンケート結果等)の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。本校における様々な取組をいじめの未然防止の視点からとらえ直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

具体的な数値目標として生徒と保護者に行う「学校評価」の中で「あなたは、安心して学校に来ることができますか」(生徒用)と「お子さんは、安心して学校へ通っていますか」

(保護者用)の結果で共に100%をめざす。令和6年度に行った結果では、質問に対して肯定の意見が、**前者が94%、後者が97%**であった。これを受け、以下に示すPDCAサイクルを全職員で意識して対応していく。

○Plan……生徒の生活実態把握と目標の設定など

○Do……日常の見守り活動、生徒が安心して生活できる学級・学校の規律作りなど

○Check……日常的な家庭との密な連絡体制、毎週のいじめアンケートの実施、学校評価など

○Action…上記の結果から適切な指導、対応など

#### (4) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。また、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、学校は誠意ある対応を行う。

##### ○ 家庭との連携

###### ・ 大人の意識の向上

日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求める。大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

###### ・ 日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

##### ○ 地域との連携

生徒の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

###### ・ 地域の環境づくり

PTAはもとより、学校運営協議会「しゅうとうネット」等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

###### ・ 子どもの活動への支援

生徒が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分な配慮を行う。

##### ○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を家庭・地域に積極的に提供する。

情報発信の方法や場 学校だより、学年・学級通信、PTAだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、PTA総会における協議、学校支援ボランティア、民生委員等との交流 等

## 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

### (1) 校内指導体制の確立

いじめは、外から見えにくいことが多く、「いじめ対策委員会」が中核となって、すべての教職員が連携・協力して早期に発見することが必要である。

- 複数の教職員による指導体制づくり
  - ・ 担任だけでなく、副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にする。
  - ・ 学校栄養職員、学校事務職員、SC等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、いじめの早期発見のための留意点を踏まえ、日頃から生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。
  - ・ 学校評価における生徒・保護者アンケート、短い間隔で実施する生活アンケート等により、生徒・保護者等の実情をできるだけ正確に把握するとともに、「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるよう、恒常的にいじめの問題への取組について見直しを図る。
  - ・ 全校体制で、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。
- 教育相談担当教員・養護教諭の役割
  - ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、SC等、専門家と緊密な連携を図る。

### (2) 具体的な取組

生徒や保護者・地域等に、すべての教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

- いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組
  - ・ 「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察、短い間隔で実施する生活アンケートや「Fit」など客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
  - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
  - ・ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- 信頼感に基づいた教育相談活動
  - ・ 教育相談室等で、悩みを抱える生徒が、他の生徒のことを気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。
  - ・ 必要に応じて、悩みの解消の方法等について、SCの指導助言を受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。
  - ・ 生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、教育相談票を活用するなどの取組を行い、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。
- ふれあいの時間を増やす工夫
  - ・ 補習などを通して、生徒とのふれあいの時間を確保する。
  - ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等、担任・副担任などの複数の教職員が連携して行う。
- 研修の充実
  - ・ SCやSSW等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。
- 相談窓口の周知
  - ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

### (3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会「しゅうとうネット」等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。定期的な学校公開日等の設定、学校支援ボランティアとの協働等、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催日時や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

#### ○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、周東中メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

#### ○ 地域との連携

- ・ 地域にある商店や駅、自動販売機の周辺、ゲームセンターなど生徒がよく立ち寄る場所を地域と連携して、組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめの問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事等に、生徒の積極的な参加を促す。

## 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

### (1) 学校の体制づくり

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、本校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。いじめている生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームや、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携を図る。

#### ○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けた取組を行う。

##### ・ 事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取りなどにより、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して、記録する。

※ 5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

##### ・ 「いじめ対策委員会」の開催

把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。

##### ・ いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒が相談しやすい教職員が担当する。

##### ・ いじめている生徒への対応

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

- ・ 周りの生徒（観衆・傍観者）への対応  
複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめを受けている生徒の保護者への対応  
担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応する。
- ・ いじめている生徒の保護者への対応  
面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等の複数の教職員が対応する。
- ・ PTA等への働きかけ  
管理職が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携  
管理職、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士が日常的に連絡を取り合う中で、いじめを認知した場合に想定される支援を要請しておく。

## （２） 対応する上での留意点

- いじめを受けている生徒・保護者への対応
  - ・ いじめを受けている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
  - ・ いじめを受けている生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
  - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
  - ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。
  - ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。
- いじめている生徒・保護者への対応
  - ・ いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
  - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
  - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
  - ・ 相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
  - ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。
- 周りの生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応
  - ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
  - ・ 周りではやしたてる生徒（観衆）や見て見ぬふりをする生徒（傍観者）に対しては、いじめを受けている生徒が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
  - ・ いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた生徒に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該生徒を守るために、秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。

- 臨時保護者会の開催  
必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。
- いじめのアフターケア  
「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、更に偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

### (3) 教育相談の在り方

いじめを受けている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等については、教職員による生徒の心情に寄り添った教育相談を行うことはもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携し、個別支援を行う。また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、生徒がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるSSWによる家庭支援を積極的に進める。

- いじめを受けている生徒に対する教育相談

いじめを受けている生徒に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSW等と連携する。

#### 進め方

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
  - ② いじめの解決に向け、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
  - ③ いじめを受けている生徒の心情に寄り添う。
    - ・ いじめを受けている生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
    - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
    - ・ 事実をなかなか話せないことがあるので、形式的、表面的にならないで、共感的に聞き出す努力をする。
  - ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
    - ・ 当該生徒のよさを自覚させ、学校生活の中で更に伸ばしていくように励ます。
    - ・ 学級や部活動等、所属する集団の中で、活動の機会や場を設定し、自己有用感を感じることで居場所づくりを促進する。
    - ・ 指示的な対応は避ける。
  - ⑤ 当該生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめを受けている生徒と話し合う場をもつ。
  - ⑥ 教育相談を継続する。
- いじめている生徒に対する教育相談  
いじめている生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要である。いじめている生徒の中には、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを他者に向けて「いじめ」という形で発散させていることもあるため、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、SCやSSW等と連携する。

#### 進め方

- ① 事実を把握する。
  - ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聴く。
  - ・ いじめている生徒の心情に寄り添いながら、聴き取り等を行う。
  - ・ いじめに加わっていた生徒が複数の時には、同時に複数の教職員が分担をして組織的に対応する。

- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
  - ・ いじめている生徒は、いじめを受けている生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめを受けている生徒に与えた苦しみや痛みが、いかに大きいかということに気付かせる。
  - ・ 生徒の心身の成長の過程に即し、保護者と共に謝罪するなど、自分で責任ある行動を取るよう指導する。
- ③ 自己指導能力を育む。
  - ・ 生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
  - ・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。
- ④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。
- ⑤ 教育相談を継続する。

#### (4) インターネットやスマートフォン・携帯電話等を利用したいじめへの対応

インターネットやスマートフォン・携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。

##### ○ 初期対応

インターネット上のSNS（LINE、インスタグラム等）、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報流出等のネットいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際にSNSやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。

##### ○ 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

##### ○ 被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している生徒への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

##### ○ 家庭との連携

必要に応じて、実際に対応した事案や学校で実施した情報教育の内容を学校だより、学年・学級通信、周東中メール等で保護者に知らせ、学校と家庭が連携して「子どもたちが加害者にも被害者にもなることがない」ように指導する。また、子どもたちがスマートフォン等を使用するに当たり、各家庭で一定のルールを設けることの重要性についても周知する。

#### (5) 保護者との連携

##### ○ いじめを受けている生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で対応する。
- ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供する。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受

けている生徒の人権を護り、いじめている生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。

- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
  - ・ プライバシーの保護に努め、個人情報が出漏れないよう、徹底した情報管理を行う。
  - ・ いじめを受けている生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。
  - ・ 保護者によっては、事態を軽視する場合や、かえってわが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
  - ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
  - ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。
- いじめている生徒の保護者への対応
- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、少年安全サポーター等とも連携する。
  - ・ 正確な事実を確認し、憶測は避ける。
  - ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめを受けている生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることへの理解を得る。
  - ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
  - ・ いじめを受けている生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
  - ・ いじめている生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
  - ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
  - ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- 臨時保護者会を開催する場合の留意点
- ・ 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
  - ・ 開催に当たっては、いじめを受けている生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
  - ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
  - ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
  - ・ いじめている生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
  - ・ 学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
  - ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
  - ・ プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

## (6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
- ・ PTAや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会「しゅうとうネット」等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
  - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後には、情報提供者に必要な事項を報告する。
  - ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。
  - ・ 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的に

いじめへの対応を行う。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。
- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定書及び「サポートラインにおける連絡基準」(平成28年4月施行)に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

#### 4 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 5 重大事態への対応

- |  |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項)</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第2項)</p> |
|--|

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

(1) 重大事態の判断及び報告

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、市教委から、指導助言等を得る。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときは、速やかに教育委員会に報告する。

また、生徒・保護者からいじめられて重大事案に至ったという申し出があった時は、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

## (2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

### ○ いじめを受けている生徒への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該生徒をいじめから守り通す。具体的には、緊急避難としての欠席、学級替え等の対応が考えられる。

### ○ いじめている生徒への対応

いじめを受けている生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別指導、懲戒等の実施等により毅然とした厳しい対応を行う。

なお、こうした措置を講ずることについては、市教委とも協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していくこととする。また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

## (3) 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ対策委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

## (4) 調査に当たっての留意事項

本校において、これらの調査を行うに当たっては、市教委から指導助言を得ながら、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームの活用や、弁護士や人権擁護委員等の外部専門家との連携などにより、中立性や公平性を確保して対応する。

### ○ いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手する。調査に当たっては、中立性や公平性を確保するため、市教委を主体とする調査を行う。また、調査方法については、生徒や教職員等に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられるが、当該生徒の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りながら実施することとし、知り得た情報等を丁寧に提供していく。

## II その他

「山口県いじめ問題対策協議会」が示す提言等に基づく、本方針の見直し等を踏まえるとともに、生徒、家庭、地域、関係機関等から幅広く意見を求め、学校基本方針を恒常的に評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努める。

## 周東中学校区 SNS トラブル防止宣言

身につけよう ネットのマナー

「言わない 書かない 送らない」

考え行動し

いじめを許さない

(令和4年度制定)